

保護者様へ

非常時における登下校について(お知らせ)

保存版 平成24年～

引き渡しについて

- ★ 自家用車でのお迎えは、学校周辺が混雑し交通マヒする可能性があります。また、周辺住民にも迷惑になるのでお控え下さい。
- ★ 保護者の方から提出していただいている「非常時における児童引き渡しに関する調査票」に記載されている引き取り人に児童を引き渡します。

1 暴風警報が発令された場合〔愛知県全域または愛知県西部または尾張東部または春日井市〕

(1) 登校前に、暴風警報が発令されている場合

ア 登校させないで下さい。

イ 暴風警報が午前7時までに解除された場合は、平常通り授業を行います。

ウ 暴風警報が午前7時から午前11時までに解除された場合は、第5時限目の授業から行います。

通学班の集合時刻は、12時50分とします。通学班の集合場所に集合して登校してください。

エ 暴風警報が午前11時を過ぎても、解除されない時は、当日の授業を中止します。

※通学路の冠水・河川の増水により登校が危険なときは登校させないでください。

春日井市は、「愛知県全域」「愛知県西部」「尾張東部」「春日井市」に発令された場合に該当します。

暴風警報解除時刻	対応(授業開始)	食事
～午前7時	通常授業	○前日に給食中止を決定した時、弁当持参 ○前日に給食中止を決定しなかった時、給食提供
午前7時～午前11時	5時間目から授業開始 通学班の集合時刻は 12時50分	家で食事
午前11時以降	休校	

(2) 在校時に暴風警報が発令された場合

ア 気象及び通学路の状況を判断して、児童を安全に帰宅させうると判断したときは、授業を中止し速やかに通学団で下校させます。ご家庭で児童を迎えてください。

※学校周辺の道路の混雑、電話の混乱等が予想されます。自動車によるお迎え・学校への電話連絡は、控えてください。

イ 通学路の通行が危険であると判断したときや児童の帰宅が困難と認めた場合には、校内の安全な場所に集めて待機させます。教室で待機させますので、学校まで迎えに来てください。(教室で引き渡します)

※暴風警報が発令されましたらお子さまが帰宅しますので、保護者の方はできる限り早く帰宅されますようお願いいたします。

※近くの橋や通学路が冠水し、通行不能や危険な状態になった場合は、早急に学校へ電話連絡をお願いいたします。

2 大雨警報や洪水警報が発令された場合、不審者出没等の場合

(1) 登校時

ア 通学路が冠水したりして、通行不能や登校が危険な状態である場合は、保護者の方の判断で学校への登校を差し控えて下さい。なお、このような場合は、保護者の方や近所の方で、速やかに異常の場所や危険と思われる状況を学校へ電話でご連絡をお願いします。

イ 地域の方や交通指導員の方が「登校は危険」と判断した場合は、その指示により登校中の児童を帰宅させることがあります。その際は、その指示に従うようにしてください。

(2) 下校時

ア 外の通行が危険だと思われる時は、児童を学校に留め置き、天候等の様子を見ます。

イ 通学路が損壊・冠水等の危険がある場合は、地域の協力を得たり、学校職員が現地を見回り、危険度を考慮して帰宅方法などを検討します。

ウ 帰宅方法

A 通学班下校

安全が確認できた場合、通学班による集団下校とします。原則通学団顧問が付き添います。この場合でも、特別支援の児童については、通学班では下校せず、保護者の方にお迎えをお願いします。

B 保護者への引き渡し

① 引き渡しは、メール（電話）で連絡して、学校の者が、直接引き取り人に引き渡します。（運動場あるいは教室）

② 引き取り人が保護者でない場合は、児童が顔や名前を必ず知っている方をお願いしてください。

③ 引き取り人が迎えに来るまで、児童は学校留め置きとなります。

3 震度5強以上の大規模地震が発生し通信が不可能な場合、

東海地震注意情報または東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合

(1) 在宅時（登校前）に、大規模地震が発生し通信が不可能な場合や「東海地震注意情報・予知情報」が発表された場合は、休校としますので登校させないで下さい。（児童が勝手に外出するなど危険なことがないようにご注意ください。）

(2) 在校中に、大規模地震が発生し通信が不可能な場合や「東海地震注意情報・予知情報」が発表された場合は、当日の授業を中止し、運動場（教室）で待機させますので、保護者の方は、状況を把握したら、できるだけ早く学校まで迎えに来てください。（そのような場合は、緊急メールなど学校からの連絡は“ない”と想定してください。）

◎東海地震情報は気象庁より次の3段階で発表されます。

情報	東海地震観測情報発表	東海地震注意情報発表	東海地震予知情報発表 （同時に「警戒宣言」が発令される）
学校	通常授業	休校	休校
発表判断基準	地震観測データに異常があらわれたが、前兆現象かどうか直ちに判断できない場合	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合	東海地震発生のおそれありと認められた場合 （警戒宣言・・・2～3日、または数時間以内にマグニチュード8程度の大地震が発生するという警告）
社会の状況	しばらく様子を見る	電気ガス水道使用可 電話使用可 公共交通機関通常運行 道路通常通行可 店舗平常営業 病院外来診療制限 児童の安全を考慮し帰宅	電気ガス水道は使わない 電話使用可だが規制の可能性大 公共交通機関運行中止 道路は避難路確保のため交通規制 店舗営業中止（耐震性建物は営業可） 病院外来診療中止 学校は閉校

春日井市立味美小学校 (0568) 31-2213

味美小学校ホームページのURL <http://www.kasugai.ed.jp/ajiyoshi-e/>

携帯電話対応アドレス

http://swa.kasugai.ed.jp/weblog/index-i.php?id=kasugail6&type=2&category_id=-1